

弊社の感染予防策の継続について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ご存知のとおり本年 5 月 8 日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類に変更されます。これまでは政府の要請に基づいた一律の対策が取られておりましたが、5 類へ変更以降は個人や事業者それぞれの判断による対策が取られることとなります。

弊社では新型コロナウイルス感染症が国内で拡大し始めた 2020 年 2 月以降、マスク着用や手指衛生をはじめとする感染予防策を講じておりますが、5 類へ変更以降も同様の感染予防策を講じて業務に取り組んでまいりますので、何卒ご理解賜りたくお願い申し上げます。

敬具

記

■弊社の感染予防の取り組み

- 出勤前に検温し、発熱や風邪症状がある場合は施設への訪問は控える。
- 営業担当者、集荷担当者等の施設に出入りする者は、不織布のサージカルマスクを着用する。
- 集配訪問時、営業訪問時ともに、訪問先で実施されている感染予防策に従う。

以上